

「出席停止」で子どもはよくなつてゆくのか

上 杉 俊 孝

一、学校教育二十六条とは

六月末日、通常国会は終わった。その最後のどさくさにまぎれて強行可決・成立したが、いわゆる教育法の一部改正である。中身は、二十六条にある学齢児童・学齢生徒（児童・生徒）の出席停止に関する規定についてである。

まず、二十六条において、「市町村の教育委員会は、性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認めるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる」とある。さらに、校内暴力が全国的にふえつつける中で文部省は、一九八三年・十二・五に通知を出した。

この通知（初等中等教育局長通知）では、出席停止の要旨を具体的に掲げており、①教職員に対する威嚇、暴言、暴行等、②他の児童、生徒に対する威嚇、金品の強奪、暴行等、③学校の施設、設備の破壊等、④授業妨害、騒音の発生、教室への勝手な出入り等によって、授業その他の教育活動の正常な実施が妨げられている状況にあることであるとしている。

理由は、「他の児童・生徒の教育を受ける権利がおかされる事態がそのまま改善されない」からとのこと。しかし、性行不良であつても出席停止規定の適用は非常に少なかった。それは、

解説「義務教育学校では児童・生徒がたとえ「性行不良」であっても、懲戒退学が許されていない本法の基本的立場（施行規則一三条）にかんがみれば、本条は「出席停止」

とはいえ、よほどの場合を定めていると考えるべきであろう。本条を根拠に「出席停止」が合法的であるとして、あるいは学校管理規則等により校長に受権された権限であるとして、この命令を通常化するようなことになれば、命令権者が市町村教委であるだけに、学校教育責任をたな上げすることに通じ、在学のままで教育保障の責に任ずべき義務教育の本来の姿とはいえなくなるであろう。

三省堂（教育六法の二十六条解説）

二、今なぜ、改正？（文部科学省）

- ① いじめ問題・暴力問題が増加している。
- ② 出席停止件数が、児童・生徒の問題行動や非行犯・罪件数にくらべて極めて少ない数である。
- ③ にもかかわらず、学校と教育委員会が「出席停止」に慎重な判断をとってきた。

④ 法律上は明文規定がないため消極的にならざるを得ない。そこで、今回の改正案では法律条文として次のように「明文化」した。「市町村教委」や「校長」の不安は小さくなるだろう。

（上教大洪井教授季刊教育法 No. 129）より

学校教育法第二十六条第一項「市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等、性行不

〔資料〕出席停止処分の種類別件数（文部科学省調べ）

出席停止の件数

区分	9年度	10年度	11年度
小学校	1	1	0
中学校	50	56	84
計	51	57	84

〔季刊教育法〕 No.129 June, 2001, p75

出席停止の期間別件数

区分		1-3日	4-6日	7日-13日	14-20日	21日以上
小学校	9年度	0	1	0	0	0
	10年度	0	0	0	0	1
	11年度	0	0	0	0	0
中学校	9年度	10	6	17	4	13
	10年度	4	15	20	1	16
	11年度	35	10	19	14	6
合計	9年度	10	7	17	4	13
	10年度	4	15	20	1	17
	11年度	35	10	19	14	6

- 一、他の児童に傷害、苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二、職員に障害又は苦痛を与える行為
 - 三、施設又は設備を損壊する行為
 - 四、授業その他の教育活動を妨げる行為
- 良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることが出来る」

出席停止の主たる理由件数

区 分		対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	授業妨害	いじめ	その他
小学校	9年度	0	0	0	0	0	0	1
	10年度	0	0	0	0	0	0	1
	11年度	0	0	0	0	0	0	0
中学校	9年度	24	17	1	2	3	0	3
	10年度	22	27	1	2	3	0	1
	11年度	35	16	0	3	12	6	12
合 計	9年度	24	17	1	2	3	0	4
	10年度	22	27	1	2	3	0	2
	11年度	35	16	0	3	12	6	12

出席停止の60年度～11年度の総件数

60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度				
137	65	41	61	66	43	62	28				
				5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
				50	43	51	39	51	57	84	

三、「出席停止」で子どもはよくなっていくのか

① なぜ暴力に至ったのか。子どものおかれている状態は大変である。親から見すてられた子、父母の難

婚、父のリストラ等による家族の崩壊、家庭内の不和、又学校で常にかくましく「競争の中にさらされ」「自立をめざせ」、しかし、「おとな（教師）に従う『よい子』であれ」。進路指導等、将来への夢や希望もたせられない中での「自己責任」「自己選択」「自己決定」を押しつけられる。「個性重視」といながら「関心・意欲・態度」等の評価への従属、適応を求める。こうしたままに個性までが競争対象となる心理的抑圧、親、教師から見捨てられはしないかという過剰な依存と孤立化の中で生徒はいらだち、親や教師や仲間から「弱い者」「負けたやつ」と見られないために暴力で力を誇示するか、弱い者をつくるためにいじめを行う。本当は仲間を求めているが本心に反して孤立し、自分の気持ちが伝わらないからだちから日常のちょっとしたトラブルにも過剰に反応し、暴力を振ってしまっているのである。

② こうした「生徒間暴力」や「対教師暴力」に対して「出席停止」の措置は有効か。又、暴力行為を学校の外に排除するという効果は一時的にもつかもれない。しかし「出席停止」措置を必要するまで暴力が起きている中で、学級、学年、全校的な集団の

正義や秩序への意志をどうしてつくりあげていくのか、学校の安全と安心、そして多様な見方、考え方の表明できる関係をどの様に集団がきずいていくのかを生徒、教師、保護者が共同して行うことが大事である。そのことをしっかり柱にすえないでただ、即効性だけを求めるために「出席停止」措置をとることは、かえって学校への不信を強め、一方的排除へと反発から、新たな暴力を引きおこす要因にもなりかねない。

③ 今、学校でとりくむべきこと、「暴力は、対話の否定であること。暴力をこえるには、生徒どうしが対等につながる関係をきずくこと。対話、討論、討議づくりにとりくむこと」。

教師はじっくり生徒と向きあい、生徒の発するメッセージを読みひらくことが必要になってくる。

④ 二項には、「市町村の教育委員会は前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取すると共に、理由及び理由を記載した文書を交付しなければならぬ」とある。国会答弁には、出席停止の期間は二〜三日。

四項には、「市町村の教育委員会は出席停止の命

令に関わる児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする」となっている。

しかし、

……紙数の関係で省略させていただきます。

それにしても政府・文部省・財界の教育改革により、日の丸・君が代のおしつけに代表される、教育にたいする権力支配。つめこみの下で子どもたちを差別、差別する能力主義、教育を市場原理の下でいっそう激しい競争の中に投げこむ公教育破壊などに子どもたちはおしつぶされようとしている。暴力・不登校・学級崩壊といった子どもたちのさまざま問題は、その中で悲鳴とでもいうべきものです。「出席停止」はそうした子どもたちの悲鳴さえもおし殺してしまおうという「ギロチン」にも似たおどしと暴力そうちでしかないのではないか。そう思わざるを得ません。

(うえずき としたか・松浜中学校)



学校教育法の一部を改正する
法律案の概要(抄)

二〇〇一年三月九日
文部科学省

I 改正の趣旨

(略) 問題行動への適切な対応を
図るため、出席停止制度の改善を行
う(略)等の改正を行う。

II 改正の概要

2 児童生徒の問題行動への
適切な対応

小学校及び中学校の出席停止につ
いては、(1) 他の児童生徒に傷害、
心身の苦痛又は財産上の損失を与え
る行為、(2) 職員に傷害又は心身の
苦痛を与える行為、(3) 施設又は設
備を損壊する行為、(4) 授業その他
の教育活動の実施を妨げる行為、を
繰り返し行う等性行不良であつて他
の児童生徒の教育に妨げがあるとき
に命ずることができることとし、要

件の明確化を図る。

また、出席停止を命ずる際には、
保護者の意見の聴取を行う等、手続
の明確化を図る。

さらに、市町村の教育委員会は、
出席停止の期間中の児童生徒の学習
の支援その他の教育上必要な措置を
講ずるものとする。(第二二六条関係)

学校教育法の一部を改正する
法律案要綱(抄)

二〇〇一年三月九日
文部科学省

第二 小学校及び中学校の出席停止
制度について、その要件を明確化し、
出席停止を命ずる場合には保護者の
意見の聴取等の手続を行わなければ
ならないこととするともに、その
他手続に関し必要な事項は教育委員
会規則で定めるものとし、あわせて、
出席停止期間中の児童生徒の学習の
支援その他の教育上の措置を講ずる

ものとする。(第二二六条関係)

学校教育法(昭和二十二年法律
第二十六号)の一部を次のように改
正する。

学校教育法の一部を改正する
法律案(抄)

二〇〇一年三月九日
文部科学省

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 市町村の教育委員会は、
次に掲げる行為の一又は二以上を
繰り返し行う等性行不良であつて
他の児童の教育に妨げがあると認
める児童があるときは、その保護
者に対して、児童の出席停止を命
ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛
又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を
与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施

を妨げる行為

市町村の教育委員会は、前項の
規定により出席停止を命ずる場合
には、あらかじめ保護者の意見を
聴取するとともに、理由及び期間
を記載した文書を交付しなければ
ならない。

前項に規定するもののほか、出
席停止の命令の手續に関し必要な
事項は、教育委員会規則で定める
ものとする。

市町村の教育委員会は、出席停
止の命令に係る児童の出席停止の
期間における学習に対する支援そ
の他の教育上必要な措置を講ずる
ものとする。

附則

一 第二十六条の改正規定公布の日
から起算して六月を経過した日